

毎週火、金曜日発行（但休日、もとよりは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◆規則

災害救助法施行細則

土地改良区の定款変更の認可

土地改良事業計画書の縦覧

種畜の廃用

種畜証明書の書換え

国民健康保険療養取扱機関の申出の受理

国民健康保険医の登録

他の都道府県の療養取扱機関となる申出の受理

基準給食設備の承認
健康保険医の登録
医療機関の指定

牛の肝てつ検査及び駆除

牛のピロアズマ病検査及びダニ駆除の実施

倉吉都市計画事業上井駒前土地区画整理変更
設計書及び施行規程の認可

鳥取市の町及び字の区域変更処分の一部改正
設計書及び施行規程の認可

◆教委告示

臨時教育委員会の招集

毒物劇物取扱者試験の実施

◆公告

昭和三十五年度鳥取県立保育専門学院入学試験の合格者

◆広告

一時保護をした児童の所持していた物品の返還

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の申込み

規

則

災害救助法施行細則をここに公布する。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第十号

災害救助法施行細則

災害救助法施行細則（昭和二十三年一月鳥取県規則第二号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百八十八号。以下「法」という。）に基づき、非常災害

に際して行なう救助に關して必要な事項を定めるものとする。

(被害状況の報告)

第二条 非常災害に際し、市町村における被害が、法の適用基準に達したとき又は達する見込みであるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による適用基準は、別表第一のとおりとする。

(市町村長の救助)

第三条 市町村長は、非常災害の事態が急迫して、知事による救助の実施をまつことができないときは、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)以下「令」という。第八条の規定により、救助に着手することができる。

2 前項の規定により市町村長が救助に着手したときは、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置について知事の指揮を受けなければならぬ。

(救助組織)

第四条 法第二十二条第二項の規定による救助組織は、別表第二のとおりとする。

(救助の程度方法及び期間)

第五条 令第九条の二項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第三のとおりとする。

(保管命令又は収用等の公用令書)

第六条 災害救助法施行規則(昭和二十二年總理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。)第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号の定めるところにより作成しなければならない。

一 公用令書は様式第一号から様式第一号の四までによること

二 公用変更令書は様式第二号によること

三 公用取消令書は様式第三号によること

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、様式第四号により作成する強制物件台帳に登録しなければならない。

ない。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を

詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

(保管命令又は収用等の公用令書の受領)

第七条 前項第一項の公用令書、公用変更令書又は公用取消令書の交付を受けた者は、その令書に添付してある受領書に受領年月日を記入し、署名及び押印して、直ちにこれを返さなければならない。

(所有者、占有者の立会)

第八条 規則第二条第三項の規定により当該吏員が受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

2 前項の受領調書は、様式第五号により作成しなければならない。

(損失補償)

第九条 規則第三条の規定による損失補償請求書は、様式第六号により作成しなければならない。

2 損失補償請求書の提出があつたとき又はこれに基づき損失の補償を行なつたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

(従事命令による公用令書)

第十条 規則第四条の規定による公用令書及び公用取消令書は、それぞれ次の各号の定めるところにより作成しなければならない。

一 公用令書は様式第七号によること

二 公用取消令書は様式第八号によること

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、様式第九号により作成する救助従事者台帳に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を受付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

(従事命令による公用令書の受領書)

第十一條 第七条の規定は、前条第一項の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の場合に準用する。
(事故による届出)

第十二条 規則第四条第二項の規定による届出は、次の各号の一に掲げる書類を添付して行なわなければならぬ。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 天災その他さけることができない事故により従事することができない場合には、市町村長、警察官その他の関係公務員の証明書

(実費弁償の程度)
第十三条 法第二十四条第五項の規定による実費弁償の程度は、別表第四のとおりとする。

(実費弁償の請求)
第十四条 規則第五条の規定による実費弁償請求書は、様式第十号によらなければならない。

二 打切扶助金支給申請書について
3 救助に関する業務に協力した者が、そのため負傷

疾病にかかり又は死亡した場合において規則第六

2 休業扶助金及び打切扶助金の請求にかかる扶助金支給申請書には、次の各号に掲げる区分にしたがい、所要の書類を添付しなければならない。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかっているための従前得ていた収入を得ることができるず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、

症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

(立入検査証票)

第十五条 法第二十七条第四項の規定により、当該市貢が立入検査を行なう場合に携帯すべき証票は、様式第十一号により作成しなければならない。

(扶助金の請求)

第十六条 規則第六条の規定による扶助金支給申請書は、様式第十二号によらなければならない。

条の規定に基づき、扶助金を受けようとするときは、同条及び前項各号に定めるものほか、協力命令を受けた旨の市町村長その他の関係公務員の証明書を添付しなければならない。

(委任事項の報告)

第十七条 法第三十条の規定により委任を受けた市町村長が、その職務を行なつたときは、直ちにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鳥取県災害救助隊規則(昭和三十二年四月鳥取県規則第十六号)は、廃止する。

別表第一

法の適用基準

一 法による救助は、同一の非常災害による市町村の被害が次の各号の一に該当する場合に行なうものとする。

1 全壊、全焼、流失等により、住家の滅失した世帯

市町村の人口	被害世帯数
五、〇〇〇人以上	五、〇〇〇人未満
一五、〇〇〇人以上	三〇、〇〇〇人未満
三〇、〇〇〇人以上	五〇、〇〇〇人未満
五〇、〇〇〇人以上	八〇世帯
一〇〇、〇〇〇人以上	一〇〇、〇〇〇人未満
一〇〇、〇〇〇人以上	三〇〇、〇〇〇人未満
一〇〇世帯	

2 被害世帯数が1の世帯数に達しないが、被害が二以上の市町村の区域にわたり、当該被害世帯が一、〇〇〇世帯数以上に達した場合であつて、その市町村の被害世帯数が当該市町村の人口に応じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市町村の人口 被害世帯数
五、〇〇〇人以上 一五、〇〇〇人未満
一五世帯 二〇世帯

一五、〇〇〇人以上	三〇、〇〇〇人未満	二五世帯
三〇、〇〇〇人以上	五〇、〇〇〇人未満	三〇世帯
五〇、〇〇〇人以上	一〇〇、〇〇〇人未満	四〇世帯
一〇〇、〇〇〇人以上	三〇〇、〇〇〇人未満	五〇世帯

3 被害世帯数が1又は2の世帯数に達しないが、被害が二以上の市町村の区域にわたり、当該被害世帯が五、〇〇〇世帯以上に達した場合であつて、市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

2 市町村の被害が一の基準に該当しないが、次の各号の一に該当し、特に救助を必要とすると認めたときは、救助を実施することができる。

1 被害世帯がある地域が他の衆落から隔離又は孤立している等交通の不便な地域であつて、救助を要する状態にあるとき。

2 被害世帯が衆落をなし、その世帯が二以上の市町村の区域にまたがつている場合であつて、その合算した被害世帯数が当該関係市町村の平均人口に応じ、

- 3 当該災害前に一の基準に該当する災害を受け、それに対する救助が未だ完了していない場合において、現に救助を必要とすると認められるとき。
- 4 時間的に接近して二以上の災害が発生し、それぞれの被害世帯数が一の1に示す世帯数に達しないが、合算すればこれ以上に達するとき。
- 5 その他被害状況が前各号に準ずる場合で救助をする状態にあるとき。

一の1に示す世帯数以上に達したとき。

3 一及び二の適用については住家が半焼、半壊又は床上浸水等により被害を受けた世帯については、一世帯をそれぞれ半焼、半壊にあつては、全焼、全壊、流失等の三分の一世帯、床上浸水にあつては三分の一世帯として被害世帯とみなす。

別表第二 法第二十二条第二項の規定による救助組織

一 法第二十二条の規定により鳥取県災害救助隊(以下

「救助隊」という。)を設け、その本部を鳥取県厚生労働部厚生援護課に置く。

二 救助隊の構成員は、次のとおりとする。

隊長
副隊長
支隊長
分隊長

隊員

て、隊長の指揮を受けて支隊を統轄し、その隊務を掌理する。

5 分隊長は、町村長をもつてあて支隊長の指揮を受けて分隊を統轄し、その隊務を掌理する。

6 隊員は、県若しくは関係行政庁の職員、日本赤十字社鳥取県支部の職員又は災害救助活動に關係のある者のうちから知事が任命又は委嘱し、上司の命を受けて救助業務に従事する。

三 救助隊に、次の部を置き、それぞれ業務を分掌する。

イ 各部の総合連絡統制に関するこ

ロ 応急救助一般に関するこ

ロ 公安に関するこ

ハ 救出避難に関するこ

- 1 隊長は、知事がこれに当り、隊を統轄し、隊務を総理する。
- 2 副隊長は、総務部長をもつてあて、隊長を助け、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、県若しくは関係行政庁の職員又は日本赤十字社鳥取県支部の役職員のうちから知事が任命又は委嘱し、隊長の命を受けてその部の事務を掌理する。
- 4 支隊長は、県の福祉事務所長及び市長をもつてあ

消防部

消防に関するこ

イ 情報に関するこ

ロ 公安に関するこ

ハ 救出避難に関するこ

1 により避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、半焼、半壊、流失又は床上浸水等のため、炊事のできない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する者に対して行なう。

2 たき出しを実施するため支出ことができるものは、次に掲げる費目とする。

イ 主食費

ロ 副食費

ハ 燃料費

ニ 雑 費

3 たき出しを実施するため支出することができる金額は、一人当たり一日につき五〇円以内とする。

4 たき出しを実施することができる期間は、災害発生の日から起算して六日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

5 住家の被害により、り災者が一時縁故地等へ避難する場合の食品の供給は、2、3、4の例により現物をもつて三日分以内を支給する。

1 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることができる者に対して行なう。

2 飲料水の供給のため支出することができるものは、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借入費、修繕費及び燃料費並びにろ水用の薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

四 飲料水の供給

1 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して六日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

3 飲料水の供給を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して六日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要最少限度の期間を延長することができる。

1 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与は、住家の全焼、全壊、半焼、半壊、流失又は床上浸水

1 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与

季	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	五人以上一人 増すごとに
夏季 (四月末日から 九月一日まで)	三、一七〇円	三、八五〇円	五、五四〇円	六、四七〇円	八、〇七〇円	一、〇九〇円
冬季 (十月一日から 翌年三月末日まで)	四、七七〇円	六、〇五〇円	八、三四〇円	九、七七〇円	一二、二七〇円	一、五九〇円
春季	一、〇五〇円	一、二三〇円	一、三九〇円	一、五五〇円	一、八三〇円	二四〇円
秋季	一、二三〇円	一、三九〇円	一、五五〇円	一、八三〇円	二四〇円	五人以上一人 増すごとに

ロ 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯

夏季 (四月末日まで)

一人世帯 一、〇五〇円

二人世帯 一、二三〇円

三人世帯 一、三九〇円

四人世帯 一、五五〇円

五人世帯 一、八三〇円

五人以上一人
増すごとに 二四〇円

助産婦による場合は、慣行料金の二割引以内の額とする。

4 助産を実施することができる期間は、分べんした日から起算して七日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。

五 災害にかかつた者の救出

1 災害にかかつた者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する措置として行なう。

2 災害にかかつた者の救出のため支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具の

3 助産のため支出することができる費用
班による場合には使用した衛生材料等
ロ 分べん前及び分べ後の処置
イ 分べんの介助

通常の実費とする。

4 助産を実施することができる期間は、分べんし
た日から起算して七日以内とする。ただし、やむ
を得ない事情によりこの期間により難い場合は、
必要な期間を延長することができる。

五 災害にかかつた者の救出

助産婦による場合は、慣行料金の二割引以内の額
とする。

1 災害にかかつた者の救出は、災害のため現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行なう。

2 災害にかかつた者の救出のため支出することがで
きる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具の

- 1 住宅の応急修理は、半焼又は半壊した住家でみづから^{アシタカ}の資力をもつてしては応急的修理をすることができない者に対して行なう。
- 2 住宅の応急修理は、居室、便所、炊事場等の日常生活に欠くことができない部分に対する当座の風雨をしのぐ程度に限る。
- 3 住宅の応急修理をすることができる戸数の限度は当該市町村の半焼又は半壊した戸数の三割とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、この限りでない。
- 4 住宅の応急修理をすることができる費用は、一戸

昭和35年3月22日 火曜日 鳥取県公報 第3107号

4 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間に供給又は貸与することができない場合は、必要な期間を延長することができる。

中醫療

1
医療

医療は、災害のため医療のみちを失つた者に対して応急的に実施し、救護班によつて行なう。ただし、急迫した事情によりやむを得ない場合は、一般の病院、診療所、あん摩師、はり師又はさゆう師において医療を行なうことができる。

口イ
薬剤又は治療材料の支給
診療
ハ
処置、手術その他の治療及び施術

4 協定料金の額以内とする。
医療を実施することができる期間は、災害発生の日から起算して十四日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は必要な期間を延長することができる。

二 病院又は診療所への収容
ホ 看護

医療のため支出することができる費用は、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の実費とし、やむを得ない事情のため、救護班によらず一般の病院又は診療所において医療を受けた場合には、社会保険診療報酬の額とし、施術による場合には、

- 当り二〇、〇〇〇円以内の額とする。
- 5 住宅の応急修理は、現物をもつて支給する。
- 6 住宅の応急修理は、災害発生の日から起算して一箇月以内とす
る。ただし特別の事情によりこの期間により難い場合、必
要な期間を延長することができる。
- 7 生業に必要な資金の貸与
- 1 生業に必要な資金は、住家が全焼、全壊又は流失
し、災害のため生業の手段を失つた世帯が生業を営
むに必要な機械、器具又は資材等を購入するための
費用に充てるものであつて、成業の見込みが確実で
償還能力のある世帯に対し貸与する。
- 2 生業に必要な資金を貸与することができる世帯数
の限度は、当該市町村の全焼、全壊及び流失世帯数
の二・五割とする。ただし、やむを得ない事情があ
る場合は、この限りでない。
- 3 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、
一世帯につき一二、〇〇〇円以内とする。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品
- 3 学用品の供給のため支出することができる費用は、
次の額の範囲内とする。
- イ 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三
年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教
科書及び教科書以外の教材で、当該市町村教育委
員会に届け出又はその承認を受けて使用している
教材を供給するための実費
- ロ 文房具及び通学用品費
- (1) 住家の全焼、全壊又は流失により被害を受け
た者
- 小学生 一人につき 一二〇円以内
- 中学生 一人につき 一二〇円以内
- (2) 住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受け
た者
- 小学生 一人につき 三六〇円以内
- 中学生 一人につき 七〇円以内

4 生業に必要な資金の貸与を実施することができる

期間は、災害発生の日から起算して一箇月以内とす
る。ただし特別の事情によりこの期間により難い場
合は、必要な期間を延長することができる。

5 生業資金を貸与する場合は、次の各号に定める條
件を附する。

- イ 貸与期間 二年以内
- ロ 利率 無利子
- ハ 確実な保証人 一人以上
- 6 住業の応急修理は、現物をもつて支給する。
- 7 生業に必要な資金の貸与
- 1 生業に必要な資金は、住家が全焼、全壊又は流失
し、災害のため生業の手段を失つた世帯が生業を営
むに必要な機械、器具又は資材等を購入するための
費用に充てるものであつて、成業の見込みが確実で
償還能力のある世帯に対し貸与する。
- 2 生業に必要な資金を貸与することができる世帯数
の限度は、当該市町村の全焼、全壊及び流失世帯数
の二・五割とする。ただし、やむを得ない事情があ
る場合は、この限りでない。
- 3 生業に必要な資金を貸与することができる金額は、
一世帯につき一二、〇〇〇円以内とする。

- 八 学用品の供給
- 1 学用品を供給することができる者は、災害による
住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水
等により学用品をそう失又はき損し、就学上支障が
ある小学校児童及び中学校生徒（盲学校、ろう学校
及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。
以下同じ。）とする。
- 2 学用品の供給は、被害の実情に応じ、次に掲げる
品目の範囲内において現物をもつて行なう。

- 4 学用品を供給することができる期間は、災害発生
の日から起算して教科書については一箇月以内、そ
の他の学用品については十五日以内とする。ただし、
やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、
必要な期間を延長することができる。
- 九 埋葬及び火葬
- 1 埋葬及び火葬は、災害の際死亡した者について行
なう。
- 2 埋葬又は火葬は、原則として棺、棺材、骨つば等
の現物をもつて実際に埋葬又は火葬を実施する者に
支給する。
- 3 埋葬及び火葬のため支出することができる費用は、災
害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、
やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、

必要な期間を延長することができる。
十 応急救助のための輸送

1 応急救助のための輸送は、次に掲げる場合に実施
することができる。ただし、特別の事情があるときは
はこの限りでない。

イ り災者の避難
ロ 医療及び助産における移送

ハ り災者の救出
ニ 飲料水の供給

ホ 救助用の物資（義えん物資を含む。以下同じ。）
の輸送

ト 障害物の除去
ヘ 死体の搜索及び処理

2 応急救助のため支出することができる輸送費は、
当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のため輸送を認められる期間は、それぞ
れ当該救助の実施が認められる期間とする。

十一 応急救助のための人夫の使用

1 応急救助のため、次に掲げる場合においては必要
な人夫を使用することができる。ただし、特別の事
情があるときは、この限りでない。

イ り災者の避難
ロ 医療及び助産における移送

ハ り災者の救出
ニ 飲料水の供給

ホ 救助用の物資の整理、配分及び輸送

ヘ 死体の搜索及び処理

2 応急救助のため支出することができる人夫賃は、
当該地域における通常の実費とする。

3 応急救助のため必要な人夫賃として認められる期
間は、それぞれ当該救助の実施が認められる期間と
する。

十二 死体の搜索及び処理

1 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態

にあり、かつ、四回の事情によりすでに死亡して
いると推定される者に対して行なう。

2 死体の搜索のため支出することができる費用は、
死体の搜索のため支出することができる費用は、

舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費、
修繕費、燃料費、輸送費及び人夫賃とし、当該地
域における通常の実費とする。

3 死体の搜索の期間は、災害発生の日から起算し
て十日以内とする。ただし、やむを得ない事情に
よりこの期間により難い場合は、必要な期間を延
長することができる。

四 死体の処理

1 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡
した者について行なう。

2 死体の処理は、次の範囲内において行なう。
イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

ロ 死体の一時保存

ハ 檢案

3 檢案は、原則として救護班によつて行なうもの
である。

ハ 檢案が救護班によることができない場合は、
当該地域の慣行料金の額以内とする。

ニ 死体の処理のため必要な輸送費及び人夫賃は、
当該地域における通常の実費とする。

3 死体の処理を実施することができる期間は、災
害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、
やむを得ない事情によりこの期間により難い場合

は、必要な期間を延長することができる。

十三 災害によつて住居又はその周辺にたい積した土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去。

1 障害物の除去は、みづから資力をもつしては障害物を除去することのできない者に対しても行なう。

2 障害物の除去は、居室、炊事場その他日常生活に欠くことのできない部分に障害物がたい積した場合に限る。

3 障害物の除去を行なうことができる戸数の限度は、当該市町村の半壊及び床上浸水した戸数の三倍ー七ントとする。

4 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具の借上賃、輸送費及び人夫賃とし、一戸当たり五、〇〇〇円以内の額とする。

5 障害物の除去を実施することができる期間は、災

一人当たり一日につき

六〇〇円

□ 勤務手当

1 医師及び歯科医師については、職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号。

以下「条例」という。）の規定により医療職〔三等級七号給の職員に支給する額に相当する額とする。

2 薬剤師については、条例の規定により医療職〔三等級十八号給の職員に支給する額に相当する額とする。

3 保健婦、助産婦及び看護婦については、条例の規定により医療職〔二等級八号給の職員に支給する額に相当する額とする。

4 土木技術者及び建築技術者については、条例の規定により行政職四等級十四号給の職員に支給する額に相当する額とする。

5 大工、左官及びとび職については、条例の規定により行政職五等級十一号給の職員に支給する額に相当する額とする。

■ 旅 費

1 医師及び歯科医師については、職員等の旅費に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十号。以下「条例」という。）の規定により医療職〔三等級七号給の職員に支給する額に相当する額とする。

2 薬剤師については、条例の規定により医療職〔三等級十八号給の職員に支給する額に相当する額とする。

3 保健婦、助産婦及び看護婦については、条例の規定により医療職〔三等級八号給の職員に支給する額に相当する額とする。

4 土木技術者及び建築技術者については、条例の規定により行政職四等級十四号給の職員に支給する額に相当する額とする。

別表第四

法第二十四条第五項の規定による実費弁償のため支出する費用の限度

一 令第十条第一号から第四号までに規定する者

□ 日 当

1 医師、歯科医師

一人当たり一日につき 一、〇〇〇円

2 薬剤師

一人当たり一日につき 九〇〇円

3 保健婦、助産婦及び看護婦

一人当たり一日につき 五五〇円

4 土木技術者及び建築技術者

一人当たり一日につき 一、〇〇〇円

5 大工、左官及びとび職

一人当たり一日につき 一、〇〇〇円

害発生の日から起算して十日以内とする。ただし、やむを得ない事情によりこの期間により難い場合は、必要な期間を延長することができる。

00148

昭和35年3月22日 火曜日 鳥取県公報 第3107号

00147

昭和35年3月22日 火曜日 鳥取県公報 第3107号 20

二 令第十条第五号から第十号までに規定する者 記

物資及びその従業者に対し実費弁償のため支する費用は、当該業務に要した支出実績及びその百分の

の損失については、前号の実費弁償のほかその損失三以内の額を加算した額とする。

当該業務に従事中、その従事のために生じた物件の損失については、前号の実費弁償のほかその損失額を補償する。

様式第一号

保管 第 号

公用令書

公用令書

公用令書

名

鳥取県知事 氏 名 殿

鳥取県知事 氏 名 殿

(法人その他の団体については、その名称)
災害救助法第二十六条の規定に基づき、左記の物資の保管を命ずる。

年 月 日

受 領 書

保管 第 号

公用令書

右受領した。

年 月 日

住 所

住 所

住 所

名 (印)

鳥取県知事 氏 名 殿

記

鳥取県知事 氏 名 (印)

(法人その他の団体については、その名称)
災害救助法第二十六条の規定に基づき、左記の物資を収用する。

年 月 日

様式第一号の二

公用令書

様式第一号の三

公用令書

公用令書

公用令書

公用令書

物資の種類 数量 所在の場所 引渡し時期

切 線

(収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書の記に記載の欄を設けること。)

切取線

用取消令書
住 所
(所在地)

氏名

名

右受領した。

年 月 日
住 所

月 日

名印

(所在地)

一切取

受
頃
書
線

(法人その他の団体については、その名称)
災害救助法第二十六条の規定に基づく
としなくなつたので、同法施行規則第一条第五項の規
定により、これを交付する。

様式第五号

受領調書

災害救助法第二十六條によつて收用（使用）する
物資を左記のとおり受領した。

よつて、受領調書を作成し、各一通所持するもの
とする。

年月日

鳥取県事務（技術）吏員

受領者 氏

物資所有者（又は占有者）

立会人 氏

記名

- 一 受領した県名 鳥取県
- 二 受領した物資の種類及び数量
- 三 受領した年月日
- 四 受領した場所
- 五 その他必要と認める事項

請求理由
記

内請

損失補償額算出明細書及び受領調書写別紙
のとおり

右金額を、左記の理由により請求する。

様式第六号

損失補償請求書

公用令書 第 号
発付年月日 年月日

円

年月日

住 所
(所在地)

氏名

鳥取県知事 氏名殿

（法人その他の団体につとては、その名称、
代表者氏名）

様式第七号
公用令書 第 号 公用令書
発付番号

公用令書 第 号 受領書
発付番号

右受領した。

年月日

午前
(住所)

氏

名

（法人その他の団体については、その名称）

従事すべき業務

従事すべき期間

年月日から
年月日まで
白間

出頭すべき日時及び

（法人その他の団体については、従事すべき業務の内
容、計画その他必要認める事項を記載すること。）

年月日

公用令書 第 号 公用令書
発付番号

住 所

職業 氏
年月日生
名

公用令書

年月日

午後
(所在地)

氏

名

（法人その他の団体については、その名称）

裏面

従事令書を受けた者の心得

一 従事令書の交付を受けた者が傷痍、疾病等により指定の日時及び場所に出頭し、当該吏員に届け出ること。

二 指定の日時に出頭し難い場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官吏の証明書)を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。

三 従事令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官吏、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。

四 従事令書の交付を受けた者で、旅費の前渡金払を受けなければ出頭することができな者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し、立替払を請求する市町村であるときは、この限りでない。

五 従事令書の交付を受けた者が、命令により従わないときは、災害救助法第四十五条の規定により六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処せられる。

様式第八号

公用取消令書番号	年月日	第	年	月	号	公用取消令書
----------	-----	---	---	---	---	--------

住 所
(所在地)

職業 氏 名

(法人その他の団体については、その名称)

年 月 日

災害救助法第二十四条の規定に基づく公用令書は、その必要がなくなつたので、同法施行規則第四条の規定により、これを交付する。

鳥取県知事 氏 名

公用取消令書番号

年月日

第

年月日

号

公用取消令書

番号

00158

第3107号

三 頁

二 頁

第 号

所屬課名

職名 氏

年 月 日 交付

鳥取県知事 氏 名 (印)

災害救助法
第二十七條

(条文挿入)

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

氏

名 (印)

災害救助法 第二十九条の規定による扶助金を支給されたく、別紙を添えて申請する。

様式第十二号
災害救助法による
扶助金支給申請書
休業療養
障害扶助
葬祭切替

負傷し、死亡した者の住所と氏名又は死因	扶助金支給申請書
負傷し、疾病にかかり又は死亡した日時及び場所	
負傷、疾病又は死亡の原因	
傷病名、傷病の程度及び身体の状況	
公用令書番号	本個人と生年月日 職業 備考

第3107号 30

様式第十号

公用令書發付
番号 第
發付年月日 年月日

請求額

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第五条の規定に基づき、左記事実によつて、右金額を請求する。

記

- 一 従事した業務
- 二 従事した期間
- 三 従事した場所

年 月 日
(所在地)

職業 氏

鳥取県知事 氏 名 殿

名 (印)
(経由)

様式第十一号

注意

一 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

三 この証票は、有効期間が経過したり、又は不用になつたときは、すみやかに返還しなければならない。

四 災害救助法第二十七条の規定による立入検査

証 票

一 頁

災害救助法第二十七条の規定による立入検査

証 票

鳥取県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十一条第二項の規定により、穴沢土地改良区の定款変更は、昭和三十五年三月十八日認可した。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覽に供する書類の名称
二 縦覽に供する期間
三 縦覽に供する場所

西伯郡大山町役場

昭和三十五年一月十日付けで、西伯郡大山町今在家谷村福一ほか十四名の者から申請のあつた今在家土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覽に供する。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覽に供する書類の名称
二 縦覽に供する期間
三 縦覽に供する場所

西伯郡岸本町役場

古幸本定寿ほか十四名の者から申請のあつた久古土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覽に供する。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覽に供する書類の名称
（一） 土地改良事業計画の写
（二） 定款の写

二 縦覽に供する期間
昭和三十五年三月二十二日から同年四月十日までの二
十日間とする。

三 縦覽に供する場所
西伯郡岸本町役場

鳥取県告示第百十六号

昭和三十四年十二月二十五日付けで、西伯郡岸本町岸

本岡田輝男ほか十四名の者から申請のあつた岸本土地改

良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び

定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覽に供する。

一 縦覽に供する書類の名称
（一） 土地改良事業計画書の写
（二） 定款の写

二 縦覽に供する期間
昭和三十五年三月二十二日から同年四月十日までの二
十日間とする。

三 縦覽に供する場所
西伯郡岸本町役場

鳥取県告示第百十七号

次の種畜は、廢用された。

（一） 種畜證明書番号
（二） 名号
（三） 種類
（四） 飼養者住所氏名
（五） 摘要
（六） 種畜の用を廃す

昭三四鳥取第一第三九号

庄貞

黒毛和種

鳥取県東伯郡三朝町 西村 節夫

種畜の用を廃す

00162

療養取扱機関名	所在地	受理年月日
仲倉医院	倉吉市越殿町一、五五一	昭和三四、一〇、五
大谷医院	八頭郡郡家町宮谷一本木	一〇、一六
安田歯科医院	米子市朝日町五	
河野医院	境港市栄町一三四	
小林歯科医院	八頭郡用瀬町二六七	
阿部歯科医院	米子市朝日町二八	
谷口皮膚泌尿器科医院	倉吉市上井	
幡病院	鳥取市吉方二五一ノ一	一一、一四
伯耆酪農診療所	東伯郡東伯町保三七	一二、一七
鳥取生協病院附属第二事業場診療所	鳥取市川端一丁目四八	三五、一、二六
鹿野町国民健康保険小鷲河診療所勝谷分室	氣高郡鹿野町寺内	一二、二六

鳥取県告示第百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第三十九条に規定する国民健康保険医として同法第三十九

条第三項の規定により登録を受けたとみなされるものは、次のとおりである。

鳥取県告示第百十八号

次の種畜につき種畜証明書の書換えがあつた。

種畜証明書番号	名号	種類	飼養者住所	破石名
昭三四鳥取一 第四二号	花秀	黒毛和種	倉吉市別所	松井 秋光
"	花福	"	東伯郡東伯町	亀本 又藏
"	寿秀	"	赤崎町	鳥取県種畜場
"	第五号	"	北条町	東伯郡東郷町 山根 伸寿
"	第八〇号	"	西村 昌晴	朝倉 富雄

鳥取県告示第百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）第

三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたとみなされるものは、

次のとおりである。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 朗

登記号	登録年月日	氏名	新
鳥国医	六二二	福永喜代治	昭和三四、一〇、一七
六二二	福永喜代治	昭和三四、一〇、一七	
六二二	福永喜代治	昭和三四、一〇、一七	
六二二	福永喜代治	昭和三四、一〇、一七	

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第四九号	榮亀	東伯町 亀本 又藏
五六号	花清	田口 朝信
三四鳥取二第一六号	清光	西伯郡会見町 梅原 享
第二五号	第七保命	米子市上福原 舗倉 忠夫
第六号	榮一	西伯郡大山町 林原 豊

科立川眼科	耳鼻咽喉	上山 奎治
六二三	河瀬 周子	六三四 越智 勤
六二四	桜井 策馬	六三五
六二五	坂根 英弥	田中 和子
六二六	白岩聖次郎	鳥國歯 一九五
六二七	納富 敏男	酒井喜恵生 昭和三四、一一、
六二八	山根 巨州	六三四
六二九	前田 謙仁	同上
六三〇	永松ルミ子	同上
六三一	能勢 順吉	同上
六三二	井上 淳一	同上
六三三	昭和三五、六、二	同上
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三十五年三月二十二日	鳥取県告示第二百二十一号
中路歯科医院	鳥取県知事 石 破 三 朗	国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）
林歯科医院	同上受理年月 同上	第三十七条第五項の規定により、他の都道府県の療養取機関となる申出を次のとおり受理した。
鳥取市立川町二丁目一〇九	昭和三四、七、	大島県、山口県、大阪府、京都府、德島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	岡山県、島根県
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	大島県、山口県、大阪府、京都府、德
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	島県、香川県、高知県、福岡
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	岡山県、島根県
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	大島県、山口県、大阪府、京都府、德
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	島県、香川県、高知県、福岡
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	岡山県、島根県
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	大島県、山口県、大阪府、京都府、德
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	島県、香川県、高知県、福岡
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
八頭郡若桜町一〇八番地	昭和三四、七、	岡山県、島根県

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月
のを除く。
四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射、駆除の方法
肝て、つ、検査……皮内注射反応法、虫卵検査法

別表	肝てつ駆除……ヘキサクロロエタン製剤投与	実施期日	実施区域	実施場所
三月二十六日	八頭郡智頭町智頭地区	二十八日	那岐	野原家畜検診所
"	山郷	二十九日	山形	中原
三十日	河合	"	"	"
富沢				
新見				

鳥取県告示第百二十五号
昭和三十五年三月十日
キモト歯科医院

鳥取県告示第百二十五号

次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから家

畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に對して検査及び驅除をうけることを命ずる。

昭和三十五年三月二十二日

二 実施の区域 別表のとおり

牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のも
のを除く。

四 実施の期日 別表のとおり
五 檢査及び注射、駆除の方法

昭和三十五年三月二十二日

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づき、定められた看護、給食及び寝具設備の基準（昭和三十三

年厚生省告示第百七十八号)の規定により次のようにそ
の設備の実施を承認した。

名 施
称 所 在 設
北岡医院 倉吉市明治町一、〇三一

承認番

昭和三十五年三月二十二日

全病棟（六十）
承認 準

給一象

認年月日

健保法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ
五第一項の規定により、次のように保険医の登録をした。

鳥取県知事 石破二朗
登録の記号 番号 登録年月日

鳥取県告示第百二十四号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十
九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十五年三月二十二日
鳥取県知事 石破二朗

第八条第一項第三号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年三月二十二日 午後三時まで

鳥取県知事 石破二朗

一 期日及び場所

昭和三十五年四月二十二日（金曜日）、午前十時から

午後三時まで

倉吉市広瀬町 鳥取県倉吉保健所

二 試験の種類及び科目

昭和三十五年三月二十六日午前十時
昭和三十五年三月二十九日午後一時
昭和三十五年三月三十日午前十時
昭和三十五年三月三十一日午前十時

二 場 所 鳥取県教育委員会会議室

三 議 題 教育関係職員人事について

公 告

1 筆記試験

イ 毒物及び劇物に関する法規

ロ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法。

ただし、農業用のみを受験する者に対する筆記試験の範囲は、筆記試験の場合と同様とする。

2 実地試験

受験希望者は、毒物及び劇物取扱法施行細則（昭和二十六年三月鳥取県規則第九号）第二条に定める試験申請書に五百円の収入証紙をはりつけ、次の書類を添えて、昭和三十五年四月十五日までに、所轄保健所長に提出すること。

3 手続

1 履歴書
2 戸籍抄本
3 写真（申請前六ヶ月以内に脱帽で上半身を撮影し

と変更する。）

備考 ただし、土地の表示は、昭和三十四年一月一日現在の土地台帳による。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十二号

臨時教育委員を次のとおり招集する。

昭和三十五年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日 時 昭和三十五年三月二十五日午後一時

字 宮田 一番の一（一部）、一番の三、一番の四（一部）、一番の五、一番の六
字 善右エ門田 四番の一（一部）、五番の三（一部）
字 鳥羽屋田 八番（一部）、八二番（一部）、八五番の二（一部）、八五番の三、八五番の四
番の一（一部）、八五番の二（一部）、八五番の三、八五番の四
字 鳥羽屋田西 八六番の一（一部）、八七番の一（一部）、八七番の二（一部）、八七番の三（一部）、八七番の四（一部）
字 今町筋西側下モ
至八番の一

並びにこれに伴う道路水路等国有地の全部

- 十六 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。ただし、水酸化ナトリウム五パーセント以下を含有するものを除く。
- 十七 クロルピクリン及びこれを含有する製剤
- 十八 けいふつ化水素酸塩類
- 十九 銅鉛類。ただし、雷銅を除く。
- 二十 二硫化炭素及びこれを含有する製剤
- 二十一 バリウム化合物。ただし、硫酸バリウムを除く。
- 二十二 ホルムアルデヒド含有物。ただし、ホルムアルデヒド一パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十四 硫酸及びその含有物。ただし、硫酸一〇パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十五 プロムメチル
- 二十六 二十一四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフェノ

た名刺型で、台紙にはりつけないもの)二枚
4 精神病又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒患者、おし、つんば、盲、又は色盲の者でないことを証する医師の證明書

別記

- 一 黄りん、硫化りん及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 二 シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 三 水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、朱、甘こう、黄色ヨードこう、オレイン酸水銀、白降こう、雷こう及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- 四 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
- 五 ひ素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する
- 六 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する

かを含有する製剤

七 アトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤

八 ヘキサエチルテトラホスフエイト及びこれを含有する製剤

九 ジメチルバラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

十 ジメチルバラニトロフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

十一 エチルバラニトロフエニルチオホスフエイト及びネイト及びこれを含有する製剤

十二 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤

十三 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤

十四 モノフルオール酢酸アミド及びこれを含有する製剤

十五 亜鉛塩類。ただし、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。

- 一 ル及びこれを含有する製剤。ただし、二一四—ジニトロ—六—シクロヘキシルフエノール一五パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十七 ペンタクロルフエノール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ペンタクロルフエノールとして五パーセント以下を含有するものを除く。
- 二十八 二—イソプロピル—四—メチルピリミジル一六—ジエチルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤
- 二十九 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五パーセント以下を含有するものを除く。
- 三十 ヘキサクロロエボキシオクタヒドロエンドエンジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤
- 三十一 ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン五パーセント以下を含有

次の物品は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十二条の規定により一時保護を加えた児童の所持していたものであるが、当該物品について返還請求権を有する者は、公告の日から一年以内に、鳥取県立米子児童相談所長に申し出られたい。

するものを除く。

二十二 ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン及びこれを含有する製剤。ただし、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン五ペーセント以下を含有するものを除く。

三十三 硝酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硝酸タリウム〇・三パーセント以下を含有し、黒色にて

硝酸・タリウム〇・三パーセント以下を含有し、黒色に着色され、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく着味されているものを除く。

三十四 硫酸タリウム及びこれを含有する製剤。ただし、硫酸タリウム〇・三パーセント以下を含有し、黒色に

三十五 りん化亜鉛及びこれを含有する製剤。ただし、

りん青草鉢 ハーベンツイードを含有し 黒色に赤色
れ、かつ、とうがらしエキスを用いて著しくからく着
味しているものを除く。

受験番号	氏名	受験番号	氏名
三一	田中 純子	一三	桑本 道子
一九	門脇 靖	六九	西原 道子
六七	渡辺 東子	一二	湯村 敏子
一一	稻村 栄子	三七	宮本多鶴子
五三	高木 千恵	一四	岩田実知子
八	岡崎多美子	四二	景山 初枝
一五	西山 稔子	四	中井 節子
二〇	田中 延枝	一四	井尾 幸江

三十六 ジクロルブチニ及びこれを含有する製剤
三十七 テトラエチルメチレンビスジオホスフエイト
及びこれを含有する製剤

鳥取県公報の購読期間の更新及び新規購読の
申込みについて

昭和三十四年度の鳥取県公報購読期間は、きたる三月三十一日で満了となりますが、昭和三十五年度においても、引き続き購読を希望される者は新規に購読を希望される者は、裏面申込書に記入のうえ、購読期間分の料金（一部一箇月百二十円。郵送料を含む。）を添えて、三月二十六日午前中までに総務課法制係へお申込みください。

期限までに申込みのない者には、購読を継続しないものとみなして、四月一日号からの配付は行いません。
なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その購読料金は四月以後に県が発する納額告知書により納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、

鳥取県公報を 部購読したいので、購読料金
円を添えて申し込みます。

昭和三十五年三月 日

住所

氏名

(団体の場合は団体名及び代表者名)

鳥取県知事

殿

印 発行
鳥取県
鳥取市東町
鳥取市東町
鳥取県
印 刷 所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印